

Ⅲ プログラム・マネージャー（PM）の公募

1. 応募要件等

（1）応募者の要件

以下のすべての要件を満たすものとする。

①応募は、共同提案ではなく、1名でなされること。

②応募するテーマに関連して、事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有すること。

③機構に雇用され、PM業務に専任できること。

- ・採用決定後3か月以内で可能な限り速やかに機構との雇用契約（機構による直雇用、機構への出向等）を締結できること。（雇用までの期間においては、機構が委嘱を行うことができること。雇用契約の調整に特段の困難がある場合、有識者会議の承認の下、採用決定後1年以内に締結すること。）
- ・雇用までの期間においても、適切なエフォートを割いて、PM業務を実施すること。

④制度の主旨を踏まえ、上記③に基づくPM業務への専任を基本とするが、次に掲げる場合に限り、兼任とする必要性をPM選定過程において十分に審査した上で、例外的に兼任を認めることができるものとする。

(i) 現在大学に所属する応募者が、大学におけるクロスアポイントメント制度（*）を利用し、10%以下のエフォート率で大学教員としての業務（下記(ii)の研究業務を含むことはできない。）に従事する場合。

(ii) 現在大学、国立研究開発法人等公的機関に所属する応募者が、研究開発プログラムのうち一部の研究開発をPM自らが実施することが成果を得る上で極めて効果的であると判断し、10%以下のエフォート率でImPACTに係る機構からの委託研究の研究担当者として従事する場合。（大学に所属する応募者の場合、本研究業務以外の教員業務を含めても大学におけるエフォート率総計は20%以下。）

（*）クロスアポイントメント制度が整備されていない大学については、以下を条件に、過渡的措置として機構からの委嘱契約によりPMとして参加

することができる。

- (a) 当該大学においてクロスアポイントメント制度が整備される見込みがあること。
- (b) 採用決定後 1 年以内に機構との雇用契約を締結すること。

(参考) エフォートについて

PM 形態	ImPACT の研究実施	PM としてのエフォート	PM 以外のエフォート
専任	PM 自らは実施しない	100%	X
		兼任	PM 自ら実施する
80%超	【大学・国立研究開発法人等所属者の場合】 10%以下 (ImPACT 研究業務)		
			【大学所属者の場合】 20%以下 (教員業務 10%以下 + ImPACT 研究業務 10%以下)

※専任が原則であり、兼任は例外的なケースである。

- ⑤応募段階における PM の居所が海外である場合には、採択後、速やかに居所を日本国内に移し、研究開発プログラム実施期間の全体にわたって PM 業務を確実に実施できること。テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PM の国籍は問わない。

(2) PM の提案する研究開発プログラム構想の要件

研究開発プログラム構想は、以下のすべての要件を満たすものとする。

なお、制度の主旨を踏まえ、産業や社会のあり方の変革という「出口」から遡ったバックキャスト型の研究開発プログラム構想である必要がある点に特に留意する。

また、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれる。

- ①総合科学技術・イノベーション会議が設定したテーマに基づく構想であること。
- ②実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指すものであること。（既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。）
- ③我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集するものであること。

（3）プログラム実施期間

ImPACT の制度実施は、平成 30 年度末までであり、PM が推進するプログラムは当該期間内で実施されるものとする。

PM の推進するプログラムの実施期間は、2 年間以上 4 年間以内（ただし、平成 27 年度は、研究開発の開始時期にかかわらず 1 年間と計算する）し、当該期間全体にわたる多年度での研究開発資金の使用を可能とする。

研究開発機関における研究開発の実施期間は、1 年間以上 4 年間以内（ただし、平成 27 年度は、研究開発の開始時期にかかわらず 1 年間と計算。平成 30 年度は、研究成果の取り纏めを行うため、平成 30 年 12 月までの実施とする）とするが、PM の方針の下、柔軟に設定することを可能とする。

（4）研究開発経費

研究開発プログラムの予算額は、PM 採択後、プログラムの作り込みを経て、有識者会議が定める。ただし、研究開発プログラムの予算額は、研究開発の状況に応じて有識者会議の判断で増減することがある。

PM は研究開発プログラム予算額の範囲内で、研究開発機関への研究開発費の配分予定額を決定する。ただし、配分予定額は確定額ではなく、研究開発開始後も PM の裁量により、研究開発状況に応じて増減することができる。

（研究開発経費の詳細については、PM として採用後に研究開発プログラムの実施に関する計画を確定する際に検討されるため、本公募において、応募者が行う作業については、あくまで概算で良いこととする。）

PM が選定する研究開発機関における研究者や研究支援者等の人件費、消耗品費、専用の施設の借料等、装置設備費・運転費、国際シンポジウム等の会議費、管理経費等に使える自由度の高い経費を、研究開発機関に対し、機構が委

託研究契約により配分する。

- ①物品費： 備品、消耗品等を購入するための経費、主として研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費
- ②旅 費： 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張等
- ③謝金・人件費等： 研究者及び研究支援者・研究補助者の人件費や研究開発への協力に係る謝金等
- ④その他： 上記のほか当該研究課題を実施するための経費に充当可能
- ⑤管理経費： 上記費用の合計の10%以下まで計上可能

2. 選定方法

(1) 選定手順

- PM の採用は有識者会議及び推進会議の審査・検討を経て、総合科学技術・イノベーション会議が決定する。
- PM の審査は、書面審査の後に行う面接審査を重視し、ImPACT の趣旨に適した構想か、PM としての資質は優れているか、をよりの確に審査する。
- PM に採用が決定した者は、速やかに機構と雇用契約を締結し、約3ヶ月間を目途に応募時に提案した研究開発プログラム構想の作り込み（作り込みの活動の詳細については「IV. (2) 研究開発プログラムの作り込み」を参照）を行い、研究開発プログラムを完成させる。有識者会議における研究開発プログラムの確認を得て、研究開発活動を開始する。なお、PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合には、推進会議の承認を得て、研究開発活動を開始する。

(2) 選定基準

主たる選定基準は、以下のとおりである（【参考5】参照）。

①PM の資質・素養

- 事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に関する卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力。
- テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発動向の把握能力。
- 幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- 研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- 産学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。

- ハイインパクトなイノベーションを成し遂げようとする意欲。
 - 自らの研究開発プログラム構想について、対外的に分かりやすく説明する力。
- これらに加え、昨今の国内外の諸情勢・諸施策に関する知見を有し、例えば、既存規制・制度への挑戦、地域・グローバルの視点、若手・女性活用、ベンチャー・中小企業の活用等についても適切に配慮した構想を練ることができる人材が望まれる。

②PM の提案する研究開発プログラム構想

(i) ImPACT の制度主旨との整合性

- PM の構想は、総合科学技術・イノベーション会議が設定したテーマに基づくこと。
- PM の構想の目標は、実現すれば我が国の将来の産業や社会のあり方の大きな変革をもたらすものであること。(広く国民の生活に還元されるようなものであること。)
- PM の構想は、他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。(既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。)
- PM の構想は、既存の分野・研究領域に捉われず、異なる分野や領域の連携が求められるものであること。(単に特定の分野や領域を示すものではないこと。)
- PM が構想する実施体制は、我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集できるものであること。

(ii) 構想の視点

国内外の諸情勢の変化を踏まえながら将来の方向性を先取りし、ImPACT の趣旨に適合するものを、先行的・先導的に取り上げていく観点から、以下の(a)または(b)の視点を重視する(なお、将来の方向性については、第5期科学技術基本計画において様々な議論が行われており、下記のサイトを参考にすること)。

- (a) 将来変化を大胆に先取りし、今後のイノベーションの潮流になると見込まれるもの
- (b) 国家存立の基盤にかかわるような国家的重要課題に対応するもの

※第5期科学技術基本計画に関する情報

基本計画専門調査会：<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon5/index.html>

科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合：

<http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/index.html>

総合科学技術・イノベーション会議：

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui008/haihu-008.html>

(3) 採用数及び研究開発の金額規模の目安

PM 採用数は、3～4名程度を上限とし、PM 1人あたりの研究開発プログラムの金額規模は総額10億円程度から15億円程度を目安とする。ただし、研究開発の金額規模はあくまでも目安であり、課題の内容によって増減があり得る。

なお、研究開発の金額規模は、実施しようとする内容に見合った適切な額とするものとする。

(4) 利害関係者の排除

推進会議、有識者会議の構成員は、応募者が利害関係者に該当するか否かを確認した上で、該当する場合にはその旨事務局（内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当））に申し出るとともに、当該応募者に係る提案の審査には参画しない。

(5) 秘密保持

推進会議、有識者会議の構成員は、審査の過程で知ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。推進会議、有識者会議の構成員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

(6) 公表

応募状況、選定過程及び選定結果について、内閣府及び総合科学技術・イノベーション会議内に設ける ImPACT 用ホームページに以下の内容を公表する。ただし、個人情報・営業秘密その他公表が適切でない事項に関しては、この限りでない。

① 応募状況に関すること

○ 応募者数

② 選定過程に関すること

○ 総合科学技術・イノベーション会議、推進会議及び有識者会議の構成員、議事経過及び概要

③ 選定結果に関すること

○ 採用数

○ 採用者に関する以下の内容

- ・採用者の氏名、所属企業・研究開発機関名及び役職
- ・提案した研究開発プログラム構想の概要
- ・採用理由

(7) 注意事項

選定期間中（PM の公募開始から選定結果の通知まで）に、総合科学技術・イノベーション会議、推進会議、有識者会議の構成員、内閣府事務局及び科学技術振興機構事務局に対して、選定に影響を与える行為を行うことを禁止する。当該行為があった場合には、当該行為を行った者の氏名及びその旨を公表するとともに、態様によっては、当該行為に係る提案を不採択とする場合がある。第三者を介して行う場合も、同様とする。

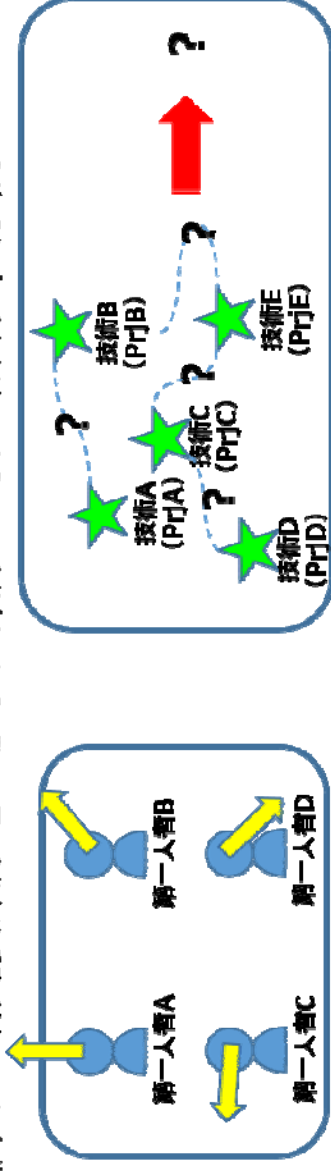
○良いマネジメント (例)

<p>バックキャスト</p>		<ul style="list-style-type: none"> 計画段階から、ユーザや最終製品メーカー等をチームに巻き込んで、研究目標設定や仕様策定に関する 実証的試験評価により、ユーザに対し目に見える形で有効性を証明
<p>マネジメント方法</p>		<ul style="list-style-type: none"> PMは、研究者に対して明確な目標や要求を示し、厳格に達成状況を管理 一つの要素に対して異なるアプローチを競い合わせるなど、従来にないマネジメント手法を導入
<p>チーム編成</p>		<ul style="list-style-type: none"> 将来の実用化・製品化を見据え、成果の展開先となる企業を軸としてチームを構成 従来の固定的な協力関係の枠を超えて、目的や機能に応じて柔軟に研究チームを編成

○悪い研究開発プログラム（例）

○プログラムが分野・領域型・総花的（バラバラ型）

- ✓ オールジャパンの名の下、研究者を集めただけで、目的を共有できていない。
- ✓ 個々の研究要素がどのように繋がっていかかが不明確。

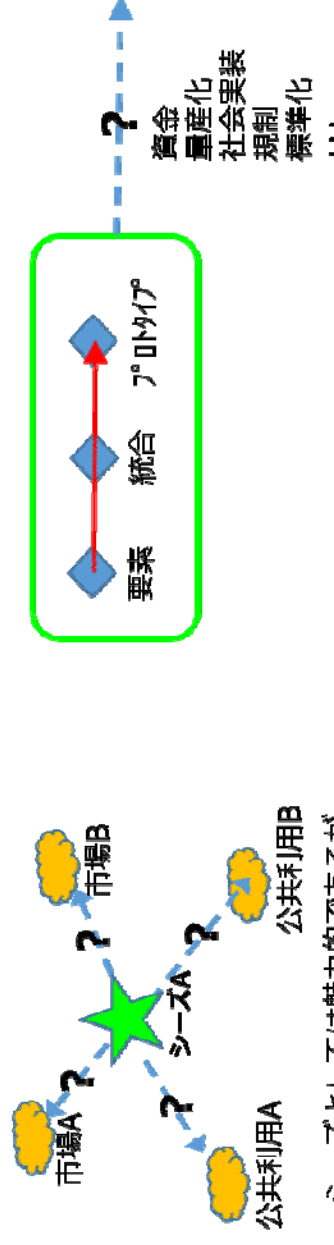


見ている方向がバラバラ

技術領域、分野
(成果にどのように繋がるのか不明)

○出口戦略が不十分

- ✓ 出口からのバックキャストではなく、シーズ主導のプログラム構成。
- ✓ どのように社会実装・産業化していかかが不明確（戦略・手法・資金等）。

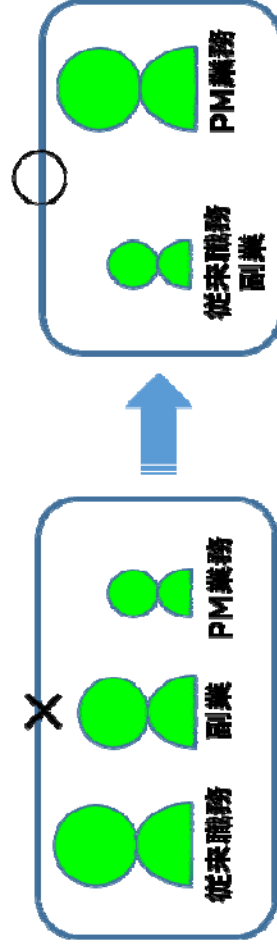


シーズとしては魅力的であるが、
明確な出口がない

○悪いマネジメント（例）

○プログラム・マネージャーとしての役割理解が不十分

- ✓ PM業に十分な活動時間が割れない。
- ✓ 従来から実施してきた研究や副業などにウエイトが置かれる。
- ✓ 従来型活動スタイルから脱却できない。
- ✓ 元の活動拠点のまま活動を継続。
- ✓ PMではなく研究者的。
- ✓ プログラム実施体制など、PMが十分なマネジメント力を発揮できる体制にない。
- ✓ プログラムの推進がPI中心で行われており、PMが主体的に運営できない。

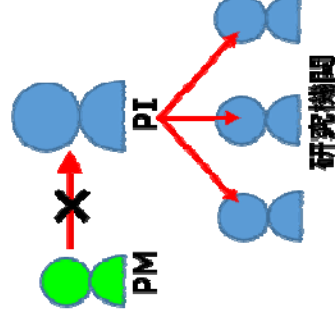


PM業よりも従来職務・副業のウエイトが大きい

PMのエフオートは80%以上！



従来型活動スタイルから脱却できていない



PMがマネジメントできていない

3. 応募方法

(1) 応募方式

PM の応募は、下記 HP の提案申請サイトに提案書をアップロードすることにより行うこと。

公募 HP : <https://impact.jst.go.jp/koubo/pm/>

(ImPACT 公募一覧ページ <http://www.jst.go.jp/impact/koubo.html> から
もアクセス可能)

(アップロード開始日 : 平成 27 年 5 月 18 日 (月))

提出物 : PM 応募者提出書類一式

ファイルの形式 : PDF のみ

締切 : 平成 27 年 6 月 5 日 (金) 正午 (厳守)

(2) 選考のスケジュール

選考は書類選考及び 2 回程度の面接選考により行う。

選定スケジュールは以下の通り。ただし、予告なく変更となる場合がある。

書類選考期間	6月上旬～下旬
面接選考への 出席要請 (書類審査合格者のみ)	7月上旬【注1】
面接実施予定日	第一次:7月中旬 第二次:7月下旬
選考結果の通知・発表 (応募者全員)	8月～【注2】
採用	9月～

【注1】 面接実施予定日については、内閣府及び JST ウェブサイトにおいて約 1 ヶ月前に公表予定。面接対象者へは都度連絡。

内閣府 URL : <http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/about-kakushin.html>

JST URL : <https://impact.jst.go.jp/koubo/pm/>

※対象者に対する面接への出席要請は、面接実施予定日の直前となることも予想されることから、予め通知する面接実施予定日に東京で実施される面接に対応できるようにしておくこと。

【注2】 面接選考の結果、採用可否を直ちに判断することが困難な場合、面接審査後に追加審査を実施する場合がある。

(3) 提出書類

PM 応募者は、以下の①～③に関する書類を作成の上、前項に示した締切までに提出すること。

※紙書類で提出は不可とする。

※ファイルの形式は PDF のみとするが、後日 Word 等形式のファイルの提出を依頼する場合がある。

※提出書類は白黒・カラーは問わないが、審査が適切に実施できるように配慮すること。

①PM 応募者の基本情報、PM 応募者が提案する研究開発プログラム構想の概要【様式 1】

②PM 応募者の基本情報【様式 2-1】、PM 応募者が提案する研究開発プログラム構想の詳細【様式 2-2】

※様式 2-1 は合計 2 頁以内、様式 2-2 は合計 8 頁以内とすること（各項目の記載量は任意）。

※推薦状は不要（提出しても審査に反映しません）。

③エフォート等調査票【様式 3】

PM 応募者の「PM 採択後のエフォート」、「他制度の下での研究活動状況及び PM 採択後の研究活動の予定」「研究活動以外の業務実施状況と PM 採択後の予定」

※『エフォート』とは、「年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動や兼業部分等、すべての業務等を含む）を 100%とする場合、そのうち当該活動の実施に必要なとなる時間の配分率（%）」のこと（総合科学技術会議の定義による）。

④以上に加えて、選考過程において、事務局から応募者に対し、追加的な情報提供を求めることがある。

(4) 注意事項

①選定過程において、事務局から応募内容等について問い合わせを行う場合、追加資料の提出を求める場合がある。

②提出書類に欠陥がある場合、提出書類に法令違反・公序良俗違反の内容を含む場合、この公募要領に規定する形式に反する場合は、正式な応募として受

理しない。

4. 留意事項等

(1) 研究開発経費の管理等

研究開発経費の管理にあたり、PM 及び研究開発機関は以下の点に留意すること。

①経費の不正な使用等に関する措置

ImPACT において、経費の不正な使用等が認められた場合は、経費の全部または一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った者は、一定期間、プログラムへの参加を制限する。制限期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じるものとする。

また、当該不正使用等の内容は、他省を含む他の主要な研究制度担当者に提供する。これにより、他の研究制度への申請及び参加が制限される場合がある。

②研究開発活動の不正行為に関する措置

ImPACT において、研究開発活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、不正行為に関わった研究開発機関の経費の全部又は一部の返還を求めるとともに、一定期間、ImPACT への参加を制限する。制限期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じるものとする。

また、当該不正行為等の内容は、各省を含む他の主要な研究制度担当者に提供する。これにより、他の研究制度への申請及び参加が制限される場合がある。

③他の研究制度において申請及び参加の制限が行われた者に対する措置

国又は国立研究開発法人等が所管している他の研究制度において、研究費の不正使用等又は研究開発活動における不正行為により、当該制度への申請及び参加が制限された者については、当該制度において申請及び参加が制限されている期間中、ImPACT への申請及び参加を制限する。

④関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、関係法令・指針等に違反し研究開発を実施した場合は、PM の採用、同 PM が実施管理を行う研究開発プログラ

ムへの研究開発経費の配分を取り消すことがある。

(2) 研究開発プログラムの継続が困難な場合について

以下の事由が生じた場合は、研究開発プログラムの継続の可否について、総合科学技術・イノベーション会議が判断する。

- ①PMの死亡、PMに後見開始の審判等があった場合
- ②PMによる研究開発経費の不正使用又は研究開発活動における不正行為が行われた場合
- ③その他研究開発の継続が困難な相当の事由が生じた場合

IV PM採用後の研究開発プログラムの推進について

(1) PMの責務

PMは研究開発プログラムの企画、立案及び実施など研究開発プログラム全体に責任を負う。

特に、PMは、有識者会議に対する進捗状況の報告等の責務を負う。有識者会議はPMからの報告内容を踏まえて、必要に応じてPMに改善を求めることがある。

(2) 研究開発プログラムの作り込み

PMは、採用後、応募時に提案した研究開発プログラム構想に基づき、研究開発機関の選定、研究開発機関間の役割分担、研究開発機関毎の研究実施計画、研究開発経費の配分計画等、研究開発プログラムを作り込み、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員の確認を経て、確定させる。その過程ではワークショップ、シンポジウムやアイデアコンテスト等を実施することにより、各界の意見を取り込み、研究開発プログラムを深化することが期待される。

なお、研究開発経費については、機構に設立された革新的新技術研究開発基金により、推進会議が決定する基金の運用に係る方針等に基づき執行する。

(3) 研究実施機関の選定

PMは、研究開発プログラムの作り込みの過程で、我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集するという制度の主旨に則り、公募や指名など適切な方法により研究実施機関を選定した後、有識者会議の確認を得た上で、機構と各研究開発機関との間で契約を取り交わし、研究開発プログラムに参加させることができる。研究開始後も、PMは、合理的な事由を前提として研究開発機関における研究計画の変更や研究の中止を行うことができる。

PMは、PMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しよう

とする場合、推進会議に対して選定の承認を求める必要がある。なお、日本国外の機関については、機構との間の契約条件に合意が得られない場合も想定されるところ、推進会議による承認後 1 年以内に契約締結の見通しが得られない場合には、承認を取り消す。

(4) PM に対する評価・進捗管理等

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）、「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針取扱要領」（平成 26 年 2 月 27 日総合科学技術会議革新的研究開発推進会議）等に基づき、総合科学技術・イノベーション会議、推進会議、有識者会議により、PM に対する評価・進捗管理が行われる。

有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技術・イノベーション会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PM の解任を決定できる。

一方で、PM は、有識者会議に対して助言が求めることができる。有識者会議は、PM から助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

また、PM は、成果の実用化のため、規制改革など制度上の改革や政府調達・政策金融等の制度の効果的な活用が必要となった場合には、推進会議に対して制度の改革や活用に向けて協力を求めることができる。推進会議は、協力依頼の内容が妥当と判断される場合、関係省庁、関係機関への働きかけなど所要の措置を講じるものとする。

(5) PM に対する機構の支援

機構は、PM による研究開発プログラムの実施管理をより効果的、効率的なものとするため、以下の支援を行う。

- (a) 専門的スタッフの配置による研究開発戦略立案、研究開発実施管理、研究開発成果展開等に関する PM 補佐業務（技術動向調査、研究開発機関における進捗状況の調査、渉外等）（PM は、採択後速やかに作り込みに着手できるよう、予め適切な PM 活動を補佐する人材の確保を想定しておくこと。機構は、PM の要請に基づき、必要に応じて PM の活動を補佐する者を雇用することが可能。）
- (b) 本事業に共通する広報、アウトリーチ活動に関する支援（シンポジウム開催、要覧作成、ホームページ作成等）
- (c) 委託研究契約の締結、備品調達、出張手続き等に関する事務支援
- (d) 利益相反マネジメント、安全輸出管理等のコンプライアンス活動を通じた PM 活動の円滑化
- (e) 執務環境の提供
- (f) その他必要な支援

(6) その他

PM の雇用条件については、次を原則とし、PM 採用決定後、機構と PM との間で雇用契約を結ぶものとする。

- ・勤務地：科学技術振興機構（東京）
- ・任期：研究開発プログラム終了時まで（最長で平成 31 年 3 月 31 日まで）。
- ・給与：年俸制。約 2 千万円／年を基準とし、個別事情を考慮し決定。各種保険完備。
- ・契約形態：単年度契約。年度ごとに契約を更新。

【事務局及び問い合わせ先】

(公募全般)

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 6 階

内閣府革新的研究開発推進プログラム担当室

TEL : 03-6257-1339 FAX : 03-3581-9288

ホームページ : <http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/about-kakushin.html>

(応募書類の提出に係る内容)

〒102-0076

東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構 革新的研究開発推進室

TEL : 03-6380-9012

ホームページ : <https://impact.jst.go.jp/koubo/pm/>

※個別の提案に係る選定経過等に関しては、一切回答できない。

※本公募に関する Q & A を上記ホームページに掲載予定であり、適宜参照のこと。

